

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人東洋療法研修試験財団（以下「この法人」という。）の定款第17条第3項及び第36条第3項の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対し職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員等には、賞与は支給しない。
- 3 役員等の退職に当たっては、退職慰労金は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の役員等に対する報酬は、「別表」に定める金額とする。ただし、理事長にあっては、職務の態様から年額報酬として支給することができる。その額は360万円を超えない範囲内で別に定める。

(報酬の支給日)

第5条 役員等にあっては、理事会、評議員会に出席したときは、理事会、評議員会開催日の翌月15日に支払うものとする。支給日が休日の場合は順次前日支給する。ただし、理事長にあっては別に定める。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人はこの規程を、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人東洋療法研修試験財団の移行登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、復興特別所得税施行の日（平成25年1月1日）から施行する。

別表 役員等の報酬

日額として次の区分により支給する。

役職名	報酬額
理事	日額 20,631
監事	日額 20,631
評議員	日額 20,631